

## 品川区子ども家庭センター設置に伴う保健センターの役割について

### 1. 品川区子ども家庭センター設置経緯

令和6年4月の施行改正児童福祉法において、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、区市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。

これを受け、「品川区子ども家庭支援センター条例の一部改正」（文教委員会付託）に付随し、各保健センターの施設内に子ども未来部の福祉職を配置し、母子保健と児童福祉の両機能を連携した一体的な相談支援を行う。

### 2. 保健センターの位置づけ

これまで、保健センターでは、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した切れ目のない支援を実施してきた。今後、改正児童福祉法にもとづくこども家庭センターについて、保健センターは現行組織を維持しながら母子保健分野の実務を担うことで、保健センター施設内へ配置される「地域子ども家庭支援センター」と連携した一体的な支援を推進していく。

具体的には、これまで健康推進部内で使用していた相談支援記録等のシステムについて、情報共有をスムーズに行うため、国のガイドラインに沿った様式を導入するとともに、各種母子保健事業を通じて支援が必要と判断された家庭に対しては、保健センターの保健師や地域子ども家庭支援センターの専門職が連携することで、より迅速な対応を実施する。

### 3. スケジュール

令和7年4月より開始

### 4. 添付資料

参考資料：品川区子ども家庭センターの概要

# ◆参考資料 品川区子ども家庭センターの概要

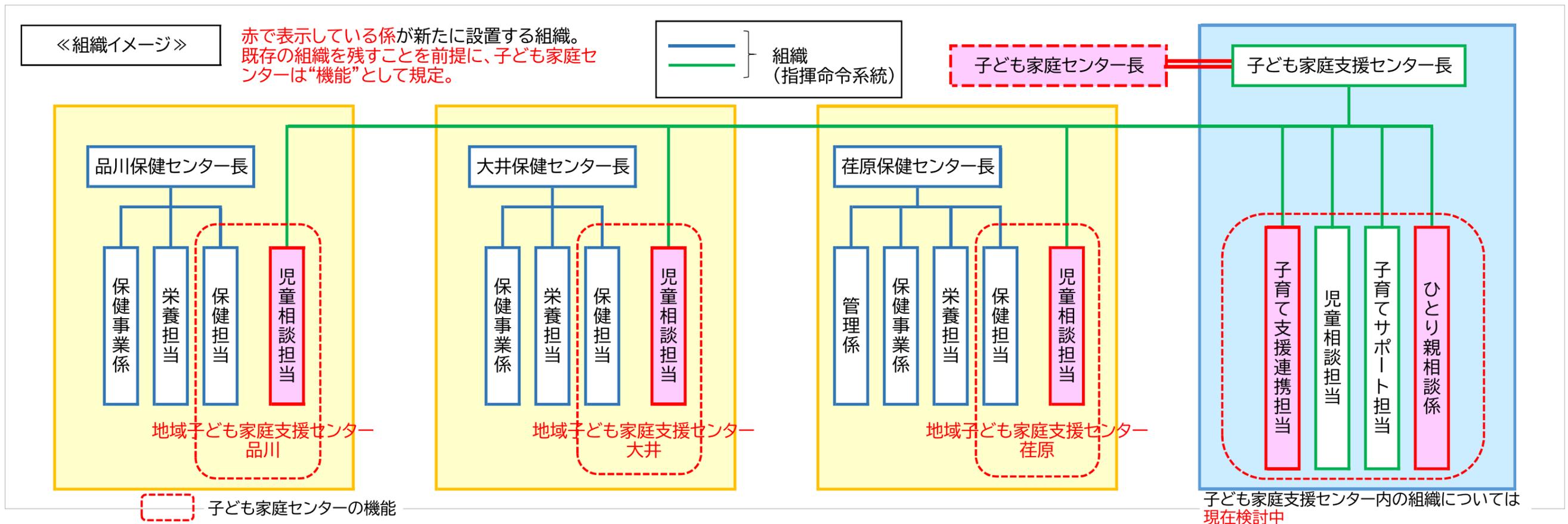
## 1 背景

- 核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化。
- 子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立することで、家庭での子育ての困難さや不適切な養育環境に起因し児童虐待が深刻化。
- このような課題の解決に向け、区市町村は、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

## 2 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例(概要)

- (1) 区内3保健センターに新たに「福祉職」を配置し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応。
- (2) 子ども家庭支援センターでひとり親や女性支援・相談を実施することで、児童・家庭を対象とした相談体制を強化。

## 3 組織イメージと事業拡充内容(参考)



- (1) 要保護児童対策地域協議会への子ども食堂など子育て支援団体の参画により、「顔の見える関係づくり」の構築、地域全体での子育て支援力の強化。
- (2) 定期開催の方針会議やシステムを活用し、障害児へのサービス、就学相談など、部局を超えた情報共有、情報連携を実施。
- (3) 子育てに関する多様な相談ニーズに対応。